

2 【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度天王寺区広報紙企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、民間事業者がもつ紙面デザインや紙面レイアウトに関するノウハウや、広報紙作成に必要な企画編集に関する幅広い知識と経験、専門性を活用することが効果的なため、企画提案方式（プロポーザル方式）により事業者の選定を行った。

上記事業者は、令和4年2月28日に開催された企画提案書などの提出書類にもとづくプレゼンテーションにおいて、総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（広聴広報）（電話：06 - 6774 - 9683）

8 【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

JR 寺田町駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

2 契約の相手方

天王寺連合地域活動協議会

3 随意契約理由

本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、JR 寺田町駅周辺地域における自転車利用の適正化事業を、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図る住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものである。

本事業を効果的に実施するためには、「自転車放置の時間帯」や「放置されやすい場所」といった近隣住民が把握している情報が重要である。また、駅への自転車利用者は地域住民が主であり、啓発活動についても町会掲示板や地域・学校行事の場といった地域資源を活用する方が効果的である。

これらを実施できる団体は、町会をはじめ、ボランティア団体、PTA、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画している地域活動協議会以外に他にない。JR 寺田町駅の自転車放置禁止区域は天王寺地域(天王寺区)、聖和地域(天王寺区)、高松地域(阿倍野区)、勝山地域(生野区)の4つの地域にまたがっているが、面積が大きく、また駅に隣接して道路や公園があり自転車が放置される地域を数多く抱える天王寺連合地域活動協議会を、委託先として選定し、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所市民協働課安全まちづくり室（電話：06-6774-9899）

9 【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

株式会社 都市空間研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するに当たっては、人材育成や資金確保、活動情報の幅広い発信、連携・協働のための橋渡しなどに関する幅広い知識と経験、高度な専門性の活用が求められることから公募企画提案（プロポーザル方式）による事業者の選定を行った。

株式会社 都市空間研究所は、令和4年2月18日に開催された「令和4年度大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」において、総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援）（電話：06 - 6774 - 9734）

10【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 天王寺区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務を遂行するに当たっては、コミュニティ活性化に関するノウハウやコミュニティづくりに関する幅広い知識と経験、専門性の活用が求められるため、公募企画提案（プロポーザル方式）により事業者の選定を行った。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、令和4年2月18日に開催された「令和4年度天王寺区コミュニティ育成事業にかかる公募型企画提案（プロポーザル方式）による業者選定委員会」において、総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所 市民協働課（電話：06 - 6774 - 9734）

30【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度天王寺区子育て情報アプリ「ぎゅっと！」事業運用保守業務委託

2 契約の相手方

インフォ・ラウンジ株式会社

3 随意契約理由

天王寺区子育て情報アプリ「ぎゅっと！」は、平成27年2月14日に運用を開始したところであるが、令和4年度も今後の持続的な利用に向けて、情報発信の強化を行うものである。

安定的な運用と利用者ニーズに沿ったタイムリーな情報発信については、平成26年度のアプリ開発と密接に関係しており、アプリ開発事業者以外の者に履行させた場合、ソフトウェアの不具合等に対し即座に対応できないなどの支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件はアプリの開発事業者であるインフォ・ラウンジ株式会社に対し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所保健福祉課（子育て支援室）（電話：06-6774-9894）

31【令和4年4月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「独居高齢者等見守りサポーター事業」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、これまで地域において実施してきたコミュニティソーシャルワーク（相談支援等）機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク（CSW）」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問等から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。また、地域の見守り活動に対する助言を行い、見守り活動の活性化のための支援が求められる。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問等を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの

開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成 26 年 4 月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体で構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

天王寺区役所保健福祉課（電話番号 06-6774-9857）